

総務市民常任委員会会議録

[令和5年3月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年3月9日(木)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	所管事務 報告	統一的な基準による財務書類について	財 政 課	2
	所管事務 報告	「第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)」策定に係る パブリック・コメント結果について	人権政策・ 男女共同参画課	9
	所管事務 調査	福祉避難所の設置と運営等について	危機管理課	21
	所管事務 調査	避難所となる学校の整備等について	危機管理課	31

令和5年第1回（3月）筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和5年3月9日（木）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	波多江 祐介	副委員長	八 尋 一 男
委員	横 尾 秋 洋	委員	辻 本 美惠子
委員	鹿 島 康 生	委員	坂 口 勝 彦
委員	段 下 季一郎		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（3名）

議員	山 本 加奈子	議員	上 村 和 男
議員	阿 部 靖 男		

○出席説明員（8名）

総務部長	宗 貞 繁 昭	財政課長	鶴 川 和 宜
財政担当係長	尾 形 基 貴	財政担当主任	伊 龍 志保美
危機管理課長	中 村 昭 治	危機管理担当係長	森 田 健太郎
人権政策・男女共同参画課長	谷 典 士	男女共同参画担当係長	吉 田 聡 子

○出席事務局職員（1名）

主 任 松 崎 直 子

開会 午前10時00分

○委員長（波多江祐介君） それでは少し早いですけども、総務市民常任委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に3名の議員の方が傍聴に出席しておりますので、御報告をしておきます。

皆様に念のために申し上げますが、発言のある方は挙手していただき、発言をしていただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、感染予防のため私語はお控えいただき、また、委員会中マスクを正しく着用していただきますようお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので、出席されている職員の方の御紹介も併せてお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） おはようございます。総務部の宗貞でございます。

本日、総務部から、所管事務報告2件、所管事務調査2件、御説明申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず財政課のほうから、財務書類について報告させていただきます。

出席している職員を紹介させていただきます。

財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願ひします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当の伊龍でございます。

○財政担当主任（伊龍志保美君） 伊龍と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務報告に入らせていただきます。

統一的な基準による財務書類の件について、執行部から御説明お願ひします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、令和3年度決算における統一的な基準による財務書類について御説明をさせていただきます。

こちらの資料を使って御説明させていただきます。

財務書類につきまして毎年御報告を差し上げておりますが、作成方法を含めまして今年度変更となっているものはございませんので、本日はポイントを絞って御説明をさせていただきますと思っております。

では、資料の6ページをお開きください。

こちら、6ページから9ページにかけまして、今回作成しました財務書類から読み取れる分析結果をまとめさせていただいております。分析に当たりましては、作成時点で入手可能であり、かつ類似の規模である県内の他団体と比較を行っております。

まず、初めに、住民1人当たりの資産額と負債額についてでございます。

棒グラフの上にあります黒枠の部分を御覧いただきたいと思います。まず、住民1人当たりの資産額につきましては130万円、住民1人当たりの負債額は24万円となっております。

これが他団体と比べてどうなのかというところでございますが、その下の棒グラフを御覧いただきたいと思います。筑紫野市以外はA市、B市、C市として比較を行っております。

すみません、委員長、一旦休憩をお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 続きまして、6ページの下のほうになりますけれども文章の部分でございます。

読み上げをさせていただきますと、資産額については、B市が一番高く、次が本市となっており、今回比較した団体の中で本市は高い水準であることが分かります。また、負債額につきましては、本市が一番低くなっており、今回比較した団体の中では本市は低い水準であることが分かります。このことから、本市は将来への負担を抑えつつ、一定の資産形成を行ってきたと言えるかと思えます。

では続いて7ページをお開きください。

7ページ目は住民1人当たりの行政コストでございますが、この指標は、行政活動の効率性を示す指標となっております。黒枠部分を御覧いただきますと、令和3年度の住民1人当たりの行政コストは32万円となっております。

次に、真ん中のグラフを見ていただきたいのですが、御覧いただきますように本市は低い水準にあることがお分かりいただけるのではないかなと思います。

そしてこのページの一番下の行となりますが、このことから本市では効率的な行政運営が行われていると言えるかと思えます。

では続いて8ページをお開きください。

8ページ目は、受益者負担比率についてでございます。

ここでは、行政サービスに対する受益者負担の割合を算出しております。黒枠部分でございますが、令和3年度の受益者負担比率は3.5%となっております。

この指標でございますけれども、多くの団体で3%~8%の間になると言われておりますけれども、このページの下から2行目の最後のほうとなりますが、今回比較した団体の中で本市は低い水準にあると言えるかと思えます。

では続いて9ページをお開きください。

9ページ目は、純資産比率についてでございます。

この指標でございますけれども、比率が高いほど財政状況は健全であると言える指標となっております。黒枠の部分でございますが、令和3年度の純資産比率は81.2%となっております。

この指標につきましては、多くの団体で50%~90%の間になると言われておりますが、その下の棒グラフを見ていただきますと、御覧いただきますように本市は最も高い値になっていることがお分かりいただけるかと思えます。

そしてこのページの一番下の行となりますが、このことから本市の財政状況は健全であるという分析結果となっております。

最後になりますが、次の10ページから最後の21ページにかけて、全ての財務書類を資料として添付をさせていただいております。

簡単ではございますが、これで統一的な基準による財務書類についての報告を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手お願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 7ページの住民1人当たりの行政コストなんですけど、このC市が高いというのは、具体的にこれ何か理由があれば教えていただきたいんですけど。高くなる理由というか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） すみません、C市というよりも、一般的な話として御回答させていただきたいなと思うんですけども、この住民1人当たりの行政コストでございませぬけれども、一般的に扶助費が多かったり建物が古かったりした場合は、この行政コストというのは高くなるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば今の行政コストの中で、いわゆる住民一人に対して、市の職員の人件費というか、1人当たりの職員さんがどれだけの市民のサービスに当たっているかという、対住民に対する職員さんの割合とかコストとか、そういう比較をしてみるとどうなるんですか。筑紫野というのは、名前言っちゃいかんですけどA市の、A市は非常に面積が狭くて、筑紫野の場合は非常に広い面積を持っているというところで、たくさんの人手がやはり要るので必要になるのではないかなというところで、この行政コストほぼ似たようなコストになっているというところで、職員さんの住民に対するサービスの提供具合がどれぐらいになっているのかということをやちょっと、数字としてあれば。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、お尋ねの数字としてあるのかどうかというところであれば、今手元にはございません。

今回1人当たりの行政コストということで出させていただいておりますが、この行政コストの中には、今委員おっしゃられた人件費であったり、あと、扶助費関係ですね。資料でいきますと3ページになりますけれども、表があるかと思います。黄色の部分になるんですけども、経常費用の中には、今おっしゃられた人件費であるとか物件費、その他の業務費用、あと移転費用。この移転費用というのが、先ほど申し上げました扶助費関係、社会保障費関係が入っております。こういったものを全部ひっくるめて、どうなのかというのを出したのが今回の住民1人当たりの行政コストの指標である。

また、今委員がおっしゃられた1人当たりの人件費の比率とかについては、別の指標のほうで出している分があったかと思えます。今ちょっと手元にはございませんけれども、財政状況資料集というのが別にごさいますして、その中でいけば筑紫野市については比較的低いほうであったかと記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これはあくまでも今日は財務諸表の説明ということだとは思いますが、よく行政コストというときに人件費のお話がよく出てきて、住民一人に対してどれだけのサービスが提供できているのかというのがあるので、そういうお話もちょっと今日は出るのかなと思っていたんですね。別のところに財政資料があるというのであれば、それは、このタイミングでは出ないということですか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今委員おっしゃられているのは、決算、いわゆる官庁会計で、行政の官公庁でやっているのが現金主義会計というもので、それが通常の決算とかでやっている分になります。それに基づいて出している指標というのは別にあります。今回についてはあくまで、企業会計、発生主義会計ですね。それをベースに出した、算出した分を今回御報告させていただいているので、ちょっと元のベースが違います。今回は企業会計をベースにした財務書類、この分の御報告をさせていただいているというところでございます。

○委員（辻本美恵子君） 今回の報告はこれだけだということね。分かりました。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 住民1人当たりですから、当然人口が急激に増えれば、行政コストは下がってくるということになるかと思うんですが、人口が減れば、当然ながら行政コストが上がってくるというような理解をしていますがどうですかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 人口が減れば必ず上がってくるとはちょっと、考えてはないんですけれども、ちょっと表現が難しいんですけれども、先ほど言いましたように行政コストの中にはいろんな、扶助費も含めたいろんなものが入っているので、人口が減ったとしても経常的にかかる費用というのは、おのずと減る部分もあるかと思いますが、必ず上がるとは言えないのかなと思っております。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） だけど、資産の部分、公共施設の分、それはそのまま残りますよね。当然、人件費だって人口が減ったからあなたあしたから辞めてというわけにいかんわけですから、当然そこ1年なら1年、2年なら2年を雇用としてあるわけですから、それから考えると当然ながら人口が減ればおのずと上がってくるんじゃないかという私の思いなんです。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今委員おっしゃられるとおり、コストの性質によっては、例えば、今例えばでおっしゃられた人件費関係は確かに雇用の関係ですぐに人口が減ったから職員を解雇するということにはならないので、そういうものについては委員おっしゃられるとおりかなと思います。

全体としてどうなのかということを見ると、もちろん今おっしゃられたみたいに増える方向で働くものもあれば、減る方向で働くものもあるので、トータルで見ると、ちょっと今この場で必ず下がりますよ、上がりますよというのはちょっと言えないところなのかなというところがございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

最後に、1点だけ私から。

今比較されているA市、B市、C市とありますけども、比較する中でうちの筑紫野市をどう見るかということなんですけど、まずそのA市、B市の選定に当たって、その基準というのは例えば人口なのか面積なのか。先ほど言われたように、面積によってもコストというのは変わってくるんだと思うんですけども、この比較されるA、B、C市の選定というのは何か基準があるのでしょうか。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 選定の基準でございますけれども、例えば国のほうからこういう団体と比較しなさいよという指定があっているものではまずないところなんですけど、今回比較するに当たっては、まず県内の中で探そうと。その中でも人口であったり産業の構造が似ている団体の中から、既に財務書類を作成している団体を選ばせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方ありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これ、3年度の決算ということやけど、この近年の流れというのはどうですか。近年の、この例えば5年とか10年のスパンでしてくると筑紫野市の財政状況が少しはよくなってきているのか、ちょっとやっぱり変わらないのか、悪くなっているのかというのは。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 財政状況の近年の状況ということでのお尋ねなんですけれども、どの財政指標を捉えて見るのかということによっても違うのかなとは思ってますけれども、例えば基金の残高であるとか地方債の残高を例に取れば、近年はそこについては改善をしてきているという状況でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 特に、筑紫野市の場合は市庁舎を建てたから、それが約70億ぐらいかかってきたので、それがどう財政に影響与えているのかなというのを気になって。大体あの当時、大体毎年の市庁舎に係る借入金の返済とかいったものは大体1億程度ですよというような話をちょっと聞いておったんやけど、全くその市庁舎建設に対するコストが現在の財政指標にほとんど影響を与えてないような私は感じ受けるものだから、本当によく頑張ったなと思って感心はしとるんだけど、どうですかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） この市庁舎建設に当たっては、委員おっしゃられましたとおり、借入れであるとか基金の取崩しということをしていただいた経緯がございます。ですので、庁舎建設した当時については、確かにそういった指標については、前年度と比べると悪化をしたというのは事実でございます。

先ほど申しましたように、その後、全職員、みんなで力を合わせてやっているんですけども、いろんな工夫をやりながら財政状況を改善する方向で取り組んでいる。その結果、徐々に回復、改善の方向に向かっている。当時も健全でなかったということではないんですけども、当時よりもさらに、よくなる、健全な状態に今なっているのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） じゃあ、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明のために職員の方入れ替わっておりますので、部長のほうから御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部人権政策・男女共同参画課のほうから、報告でございます。第3次ちくしの男女共同参画プランの後期のパブリックコメントの結果について御報告申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

出席職員紹介させていただきます。

人権政策・男女共同参画課の課長、谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） よろしくをお願いします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 男女共同参画担当係長、吉田でございます。

○男女共同参画担当係長（吉田聡子君） よろしくをお願いします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくをお願いします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、報告お願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、所管事務報告、第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）策定に係るパブリックコメント結果について説明させていただきます。

第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）の策定に係るパブリックコメントにつきましては、昨年の12月議会にて報告させていただいたところです。本日は、その結果が集計できましたので御報告させていただきたいと思います。

資料につきましては、2種類用意させていただいております。一つは、総務常任委員会資料、第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）策定に係るパブリックコメント結果に

ついでという、表紙と概要の2枚をホッチキス留めした資料と、第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）案に対する意見募集（パブリックコメント）結果という、横向きの資料でございます。

まず、概要をまとめた2枚物の資料に基づき説明させていただきます。

その資料の2枚目を御覧ください。

まず、実施の概要でございますが、本プラン策定に伴いまして、筑紫野市男女共同参画推進条例第12条第2項に、市は男女共同参画に係る基本計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ筑紫野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講ずるものとするとしており、これに基づき、市内各コミュニティセンター、その他2か所の公共施設及び市のホームページ上において、令和4年の12月21日から令和5年の1月31日までを意見募集期間としてパブリックコメントを実施しました。

意見提出者数については2名、件数として48件の提出がありました。

意見の概要としては大きく三つに分類しております。

まず、担当課に関する意見が29件、これは、本プランは男女共同参画に係る各種事業について担当課を記載しておりますが、例えば子育て支援課と記載している箇所健康推進課も追加してほしいといった内容の意見で、このような意見が29件ということでございます。

次に、グラフの掲載位置に関する意見が2件、これは、本プランにはグラフを掲載しておりますが、関連する事業を掲載している箇所へグラフの位置を変更してはどうかという意見でございます。

そして最後に、市の男女共同参画推進のための具体的取組に関する提言、要望が17件で、これは、例えばプランの認知を図ってほしいとか、市民図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置してほしいなど、本市の男女共同参画行政に対する各種意見などが17件あったということで、大変貴重な意見をいただいたというふうに思っております。

提出いただきました48件の意見でございますが、意見を反映してプランの文言に修正を加えたものが9件、市の考え方を示したものが39件でございます。詳細につきましては、もう一つの資料を参照していただければと思います。

次に、そのもう一つの資料、4枚ホッチキス留めした横向きの両面印刷の資料でございますが、第3次男女共同参画プラン（後期）案に対する意見募集（パブリックコメント）

結果を御覧ください。

この資料は、実際にパブリックコメントとして提出された意見を原文そのまま掲載しております。この表の見方としましては、左から一連番号を記載したナンバー、具体的事業、事業の内容、それを実施する担当課、意見の趣旨及び内容。この意見の趣旨及び内容がパブリックコメントで実際に出された意見で、先ほど申しましたように原文をそのまま掲載しております。そして最後に、その意見に対する市の考え方という順に記載しております。

この表につきましては、後日、市のホームページにアップし市民の皆様に見ていただくように予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手お願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） このパブリックコメントというところで広く市民の意見を反映させるための措置を講ずると書いてありますけども、2名で48件があったと。この2名の方というのは、何か代表でその2名の方がパブリックコメントに意見を書いたということなのか、もう個人的にされたのかの確認。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 個人名で提出されておりますので、個人と捉えております。

○委員長（波多江祐介君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） じゃあ、この二人の方が個人的にこういった意見があったということとということですね。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） そのようなことであります。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） このナンバー10ですけど、一番右の欄、意見に対する考え方、「外国人の年代別人数については市民課に御相談ください」と。本市はワンストップサービスでと言うとるにもかかわらず、ただ単によその課に振っているということじゃなくて、市民課から回答させますとか、そういう前向きな回答が必要なんじゃないでしょうかね。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今回、この男女共同参画後期プランの策定に伴うという目的のパブリックコメントということで承っておるもので、今回この意見というのは、外国人の統計データ、いろんな年代別の人数、例えば30代が何名外国人の方がいるよとかそういったデータを公表していただけないかというのが、このパブリックコメントの中に盛り込んで公表していただけないかという趣旨で捉えておまして、今回この、実際にはここには、プランの目的の中にこの項目を載せていく予定がございませんので、こういう書き方になっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） せっかくこんなふうに、パブリックコメントとその意見に対する考え方出していただいたので、せめてその意見を反映したものについてどういうことだったのか、本当は全部説明していただいたら一番いいかなと思うんですよね。

それと、さっき2名48件ということですが、個人と捉えているというところですが、私の認識です。この二人、私、2名の名前は知っています。その2名はそれぞれ会議を持って、グループとして話し合いをした上で意見を出しているんですよね。

捉え方ということで名前が個人名だったから個人名かも分からないけれども、その思いとしては何十人かが関わってこの意見をまとめてあるというところを皆さんに御承知おきいただきたいなというのと、せっかくこれだけ資料つくっていただいているので、市民からの意見を反映させるためにパブリックコメントをしたというところであれば、この内容でどういうふうに対応したのか、対応するのか、新しいプランに反映させたのか、またはその市民の方にどんなふうに答えをするのかというところを、ちょっと時間かかるかもしれないですけど説明していただけたらありがたいなと思うんですけれど。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 私どものほうも、本当に貴重な意見をいただいたというふうに思っております。

どれも、一つ一つしっかり中身を議論いたしまして、結果は先ほど申し上げた内容になったんですけれども、具体的に、このプランの中に反映させていくということに至った件数として先ほど9件というふうに申し上げました。この9件の中身で、その9件がどの番号なのかというのをまず報告させていただきたいというふうに思います。

まず7番、ナンバー7番ですね。具体的事業のところ、保護者に対する意識啓発の推進という項目、事業の内容でいうとaとbとそれぞれ書いてあります。ここに、担当課が人権政策・男女共同参画課と保育所と学校教育課、生涯学習課というふうに書いています。これに子育て支援課も担当課ではないかという意見でございます。

これについては、所管課のほうにも確認をしまして、実際に事業としてやっていくということを確認できましたので、子育て支援課を追加するという判断をしております。

続きまして、12番と14番は、グラフを掲載しておるんですけどもそれぞれ、いただいた意見のとおり修正をしていくという判断をさせていただきました。

続いて、16番ですね。関係課職員及び関係機関に対するDVへの理解促進という具体的事業について、所管課が人権政策・男女共同参画課と生活福祉課であるんですけども、担当課に高齢者支援課、学校教育課を入れてほしいということです。

これについては、この事業の中身というのが、DVに関する研修などの情報提供を行いますという事業の中身になっておりますので、学校教育課に対しては、人権政策・男女共同参画課のほうから情報提供行っておりますので、学校教育課自身がそういったDVに関する研修資料とかを持っているわけではないので、それについてはこのような書き方をしております。

高齢者支援課については、包括支援センターや関係する事業所に対してDVに対する研修などの情報提供を行っておりましたので担当課として追加しますということで、ナンバー16については学校教育課については取り入れてませんけれども、高齢者支援課についてはいただいた意見のとおりにさせていただきますというような回答になっております。

続いて、21番、ハラスメント防止に向けた啓発の実施というところで、情報提供を行ってハラスメントのない職場や地域づくりについて啓発をしますという事業ですけれども、担当課はうちの課になっております。いただいた意見としては、地域での働きかけが必要なのでコミュニティ推進課、庁内での啓発については総務課、人事課も担当課に入れてほしいということで、これについては、この男女共同参画プランのつくり込み方として、担当課と関係課という位置づけをしておいて所管課を書いておるところなんですけど、ナンバー1をちょっともう1回戻って見ていただきたいんですけども、市として毎年実施する課を担当課、担当課のほかにも関連して取組を実施する課がある場合は関係課という位置づけでこのプランのつくり込みをしております。

この考え方に基づいて整理して、もう一度ちょっと戻っていただきたいんですけども、

関係課としてコミュニティ推進課なり総務課とか人事課とかを位置づけますよという意味で、もともと関係課がここにはなかったんですけれども関係課を入れますよという回答にしておるところでございます。

次に24番、性暴力防止のための啓発と被害者への情報提供、性暴力防止に向けた啓発及び国や県などの情報提供などによる被害者支援を行いますということで、ここについても、被害者支援には担当課に關係課が必要だという意見がありましたけれども、先ほどのナンバー1に記載のとおりの方に基づいてここでは、担当課として学校教育課を追加するという回答になっておるところでございます。

続いてナンバー26、年代に応じた性教育の推進ということで、ここでは、年代に応じて人権の視点に立った性教育を推進します、また、H I V、エイズや性感染症の予防については若年層に対する啓発を重視しますということで、3課が書いてあるところなんですけれども、性教育については、県の条例第11条に記載されている性教育が実施される必要があるということで、担当課に就学前の保育所、幼稚園も入れていただきたいという意見でございます。

この条例を確認しましたら、県の条例第11条の記載では小学生以上というのが対象になっておりましたので、この11条に基づくものについては小学生以上が対象でありますよ。ですので、担当課としては原案どおりとします。ですが、就学前の子供たちに対して何もしなくていいかというところではないので、就学前の子供たちに対しても心や体を大切にすることなどを随時、今でもやっておりますが今後も引き続き、そういったいただいた意見は大切な視点だというふうに捉えておりますので、保護者や関わる人に対する各種啓発も重要であるということで、担当課として保育所とか幼稚園を關係課という位置づけで今回整理させていただくという回答にしておるところでございます。

続いて28番、高齢者への社会参加への支援ということで、高齢者が社会との関わりを持ち続けることができるように、高齢者の社会参加に関する広報、啓発、情報の提供を行いますという事業でございますが、担当課が高齢者支援課としておりましたところ、生涯学習課、社会福祉協議会を入れてほしいという意見でございました。

これは、当然生涯学習課のほかにも事業に関連する課は想定されますので、關係課を追加しますということ。社会福祉協議会については、外部の組織でありますので、本プランの担当課となるものではありませんというような回答になっておるところです。

最後が、33番です。男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施でございます。男性が

子育てや介護を共に担うための講座を実施します、開催に当たっては参加しやすい講座となるよう工夫しますという事業でございます。ここに、担当課を商工観光課、人権政策・男女共同参画課を追加してほしいという意見でございます。

ここでは、担当課として、人権政策・男女共同参画課を追加しますという回答にしておるところです。

駆け足となりましたが、説明は以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今説明していただいた上で、例えば21番のですけど、あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施というところで、ここでは担当課に関係課を追加しますということですが、あらゆるハラスメント防止というところで、地域での働きかけが必要なので、コミュニティ推進課だけはやっぱり。

コミュニティ協議会などにおける女性のハラスメントというのが結構、あるわけですよ。なかなか地域の中で女性の登用が進まないというところでハラスメントがあるというところで、コミュニティ推進課が単にその関係課ということではなくて、きちんと地域におけるコミュニティ協議会における女性の活躍推進を進めるとか、ハラスメントを防止した上でのその活躍推進を進めるのであれば、コミュニティ推進課というのはきちんとやっぱり位置づけられて、関係課では自分のところが本当に責任持ってやるのかどうかというのはなかなか分かりにくいので、そう書いてあるほうがやはりいいんじゃないかなというのはちょっと思っています。これ21ですね、一つ。

確かに関係課と書かれていて、実際自分のところが責任持ってやらないといけないのかというのがありますよね。例えば28の高齢者の社会参加への支援が高齢者支援課だけでいいのかというと、実はなぜ社会福祉協議会なのかというと、社会福祉協議会に委託している部分が結構あります、事業として。社協が主体になって地域で、例えばサロン活動なんかはほぼほぼ社協の事業として地域で展開されているわけで、やっぱり社会福祉協議会という名前は、外部の組織であるのであれば、社協を束ねているというか、に関係している課がそういうふうに認識しない限り、サロンなんかでの高齢者の社会参加への支援を認識し進めるところでの、男女平等というのはなかなか進まないんじゃないかなという気がするんですよね。

だから何とか社会福祉協議会が、地域でその皆さんが接する人たちがどういうふうに表

現されるかというところが、何か工夫されるといいんじゃないかな。外部の組織だからということでは、そういう書き方でもいいかなと思って、外部の組織ではあるが、その委託している社会福祉協議会という表現の仕方もありじゃないかなというふうに思うんですね、それが。

今、いいですかね、続いて。

○委員長（波多江祐介君） はい。

○委員（辻本美恵子君） 今説明が何もなかった点ですが、38、39、事業所における男女共同参画状況の把握というところですが、これは、筑紫野市は男女共同参画状況を把握するために、事業所における状況を把握するために、市の競争入札参加資格の申請事業者に対して男女共同参画状況の報告書の提出を求めているんですよ。これが事業者にとっては結構大変な作業で、やっているんだけど、仕方がないというか入札資格もらうためには出さないといけないということでやるんだけど、じゃあそれが現実のものとして効果的なものになるような働きかけをするというところでは、一段必要な措置があるんじゃないかなというところで、これは担当しているのは事業者なので、商工観光課なのか、入札のところでは市の総務課なのか、この辺をもうちょっと、ここでは今「あらゆる角度からの検討が必要と考えています」と書いてありますけど、ここが本当にきちんと事業者の皆さんに、やっぱりうちもこの職場における男女平等を、女性の活躍推進を進めないかんね、その上でちゃんとその入札のところに書きたいねというふうになるのかならないのかはやっぱり市が力を入れてやるべきところじゃないかな。

経済界というか、経済分野における男女平等が日本は非常に悪いわけですよ。特に福岡県も、この間、ちょっと数字忘れましたが新聞に載っていましたが、世界的に行われているジェンダー指数と同じように日本全国のジェンダー指数やっていたんですけど、やっぱり中央、東京に比べると福岡とかこっちのほうが弱い。そんな中で、さらに福岡の中でも筑紫野というのが、そういう働く場における男女共同参画をどう進めるのか。このまちの経済状況を活性化させるためには、女性の経済参加進めるのであればそんなふうに担当課をきちんと決めて、事業所への効果的な働きかけをするのが当然じゃないかなと思うんですけども、何かこの辺は、実際に2年に1回出しているところの人の御意見なんかからすると、書いても書いても何か、書いているだけでむなしいと、市からお褒めの言葉もないというところでは、その報告結果による優遇措置の検討であるとか、インセンティブですよ、女性の活躍推進を推進するためのものが何かあっていいんじゃないかなというふ

うに思っているので、何かもうちょっと意見に対する考え方が、「検討が必要と考えています」だけではないんじゃないかなというちょっと気がするんですよ。

ちょっと長くなりますけど、一番最後ですね、一番最後の48番、男女共同推進センターの機能充実。これは去年この総務委員会で条例検討しました、名前、名称変更のところ。そのときに委員の皆さんから出た御意見ですけれども、じゃあ実際に男女共同推進センターはどこにあるのかという御意見が出たと思うんですよ。いまだに、確かに生涯学習センターに男女共同推進センターというプレートは掛け替えられたんですけども、実態的には分からない、場所がどこなのかというのは分からないんですよ。

やっぱり、筑紫野市内における男女平等を進める、私は男女共同参画というより男女平等を進めるセンターをきちんと持つべきだと思っているので、場所と職員の確保ですね。生涯学習センターが今非常に、いろんな事業そのものがこっち側に本庁に移っているところでいえば、寂しいものになっていると思うので、この際、あの生涯学習センターという大きな箱物を、もっと市民があそこで男女平等を進める活動の拠点になるようなことをやっていただけたらいいなと思っています。

これに「今後の検討課題とします」としか書いてないので、もうちょっと何か一歩進んだ考え方なり、じゃあ今後の検討課題としてどこで検討するのか、誰が検討するのかというのが分かるように、1年後ならこんなふうに道筋がつくんだねとか、このプランの中でどんなふうに。プランはこれからの先の男女平等を進めるための計画なんですけど、そこに何も無い。「今後の検討課題とします」というところも、何かちょっと、もうちょっと何か書かれていても、じゃあ見通しはちょっとあるかなと、先にちょっと何か見えるものがあるなというふうに思えるんですけども、男女共同推進センターは何なのかというふうにはっきり言えるようなプランであってほしいなと思うんです。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 辻本議員、本当貴重な意見ありがとうございました。

最後の、男女共同推進センターについては、私どものほうも実務的に、新しく新庁舎がここに建った後に、もともと生涯学習センターの中にプラザという場所があって、そこでもうこれまで筑紫野市は男女共同参画社会の実現に向けて、いろんな団体さんのお力もお借りしながら、すごく前進してきたというふうには思っております。そこが新しい庁舎が

できた後に、職員が本庁のほうに来て、センターというのが場所が二つに分かれてしまうという物理的な、いかんともし難い、問題というか状況が出来上がってしまったというふうに捉えております。

「今後の検討課題とします」という書きぶりしかちょっと書けないというのが実情なところで、いろんな全庁的な動きの中で、判断していかなければならないことも多々あります。具体的に言いますと、男女共同推進センターというのが相談機能を持っておりますが、相談をするときにうちの課の相談員のところに相談に来た市民の方が実は母子家庭であったりして子育て支援課と連携を取らなければいけなかったりとか、いろんな他課との連携をしながら、一人の相談に来られた方を何とか自立に向けてつなげていく動きとかも取っております。

そういった中で、この男女共同推進センターという機能をどういうふうな位置づけをすれば一番効率的にやっていけるのかという視点を持って、今後検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） このパブリックコメントの38番、事業所における男女共同参画状況の把握ということで、市の競争入札の参加資格審査申請事業者に対して報告書の提出を求めていくということで、報告結果で入札の優遇措置、そういうことをちゃんとしている事業者が入札でも優遇されて市の仕事を受注していくということを考えたときに、私この前公契約条例の制定について所管事務調査でやったんですけども、公契約条例の中でそういったものをうたうとか、指導要綱ですかね、指導要綱の中で、指名競争入札参加者の指名とか選定に関する要綱の中で、そういったものを、優遇措置について定めを置いていくことで、そういった取組をやっている事業者がどんどん競争力を持っていくと、多様な人材を持っている会社が競争力を持っていくというような形に誘導していく必要があるのかなと、そういうふうに考えているんですけども、その点どういった条例なのか要綱なのか、その点ちょっと、ほかの課との連携が必要になってくると思うんですけど、どのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今の現状といたしましては、要綱とか条

例とか特別、事業所の方にこの報告してもらおうときの法的な根拠はない状況です。この男女共同参画プランの中に一応位置づけておるということに基づいてうちの課からお願いをして、2年に一度調査をかけて報告してもらっているというのが実情でございます。

今の段下議員からの視点はすごく大切な視点だとは思いますが、具体的に要綱をつくってそこの中に盛り込むとかいうことについては、所管課が一応財政課というところになりますし、そこを、近隣の自治体とかの状況、あと県の状況とかも踏まえて、そういったところからもちょっと検討して、目的が事業所における男女共同参画、格差を是正していくという目的の手法としてこれがありますので、より効果的な目的実現のための手法となるように、他の手法も含めたあらゆる角度から検討が必要だというふうに考えておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） もう1点だけ。

この性の多様性の配慮と理解の促進、36項目めですね、ナンバーの。国、県等の関係機関、団体との連携を図り、性的嗜好、性自認にかかわらず誰もが安心して社会生活を営むことができるよう各種手続に配慮するとともに、性の多様性の理解を深めるための啓発を行いますということなんですけども、いわゆる性的少数者、LGBTの方たち、条例も県条例もできましたし、何か、もうちょっと前面にというか、分かりやすく、そういった相談窓口であるとかここが担当なので、ここが担当ですよということで、福岡市のほうとかではレインボーフラッグを掲げたりとかここが窓口ですというのを明確にして、いつでもウエルカムですと、相談来て大丈夫ですみたいな、そういった雰囲気をつけていくとか、そういった職員の方がそういうバッジをつけるとか、ささいなことですけどそういうことが当事者の方にとっては相談しやすい環境であるということは当事者の方たちも評価をされていたので、そういうことを筑紫野市でもしていく必要があるのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷典士君） 段下議員も御存じだと思うんですけども、県がパートナーシップ宣誓制度という仕組みをつくりまして、筑紫野市においてもこの県の仕組みにのっとって、なるべく行政サービスをきちっと受けられるような体制を取るようなことは考えておるところです。

それで、なかなか自分がそういった当事者ですよという名のり出にくい社会でございますので、そういった県が発行している宣誓書を持ってこられたときには、例えば市役所の市営住宅に入居したいということでそのカードを持ってきたときには、具体的にいろいろ詮索せずきちっと夫婦とみなして入居できるような手続をするなど、職員のほうにも周知徹底を図っておるところでございます。

大切な視点でございますので、今後も引き続き、筑紫野市内にそういった方がおられるという前提の下、いろんな行政サービスの提供についてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、質疑打ち切ります。ありがとうございました。

職員の方出られますので、休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、引き続き所管事務調査に入ります。

説明のための職員の方が入れ替わられていますので、部長のほうから御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部引き続き、危機管理課のほうから2件所管事務調査の御説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

出席者紹介させていただきます。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課長、中村です。どうぞよろしく願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課危機管理担当係長の森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 危機管理担当係長、森田でございます。よろしく

お願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務調査、福祉避難所の設置と運営について説明をお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 福祉避難所の設置と運営等について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、1、指定避難所（福祉避難所）の開設状況についてでございます。

避難情報の発令に伴い、指定避難所（福祉避難所）の開設をしておる状況でございます。

次に2、指定避難所（福祉避難所）の現状についてでございます。

カミーリヤを指定避難所（福祉避難所）としての設定をしております。

また、協定締結による指定避難（福祉避難所）として、市内牛島にございます福岡県立福岡高等視覚特別支援学校と福岡県立福岡視覚特別支援学校の2校がございます。この2校につきましては、災害時の状況等を検討し、必要な場合に市からの要請に基づいて避難所としての開設をしていただくこととなっております。

次に3、指定避難所（福祉避難所）用の資機材についてでございますが、表に記載しておるとおりでございます。

なお、資機材等については基本的にはカミーリヤに保管しておる状況でございますが、不足するものがあれば、その都度搬入をすることとしております。

説明については以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方はお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この福祉避難所についての、資機材の整備の何か計画とか整備予定の計画とかは何かあるのかというのが1点目と、2点目が、福祉避難所の避難所の運営訓練については、何か計画しているものがあるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 備蓄する資機材につきましては、市全体で勘案しながら備蓄を進めております。その中に福祉避難所用として必要なものも入れながら、進めてい

るところでございます。

また、2点目の避難所、福祉避難所としての運営訓練については、福祉避難所に限定した訓練というのは現在行ってはおりませんが、避難所運営に関わる訓練というのは定期的なものとして計画をしていく予定としております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 大体、協定締結による指定避難所の、学校は別にしてカミーリヤのキャパというか、どれぐらいの人が見えても大丈夫なのかということを考えておられるのか、それと、その福祉避難所についての御案内の仕方、それをちょっとお伺いしたいなど。

3日ぐらい前の西日本新聞だった、3日ぐらい前だったと思うんだけど、福祉避難所についての記事が大きく出ていて、どこもあって、あってないようなというか、あるけれどもきちんとした運用がなされていないというふうな書き方がされていたので、現実このカミーリヤというところが福祉避難所として機能するのか。

先ほどの段下さんの御意見にもあったみたいに、ここが福祉避難所としての役を果たすような訓練がやっぱり非常に重要じゃないかなと思うので、まず誰がどういった方が来たときにどういう対処をするのかという、対応の仕方も含めた計画というか、どういうふうに見込んでおられるのかちょっとお尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 初めに、カミーリヤのキャパということでございますが、現在、感染症対策をやる観点から、1人当たりの占有面積を4平米、家族、個人ごとに2メートル程度の距離を確保するというふうには想定をしております。その場合に、現時点では101人の収容が可能ではなかろうかというふうには考えております。

ただ、この部分については、あくまでも余裕を持った受入体制ということでございますので、実質的にカミーリヤの建物全体を使っていく場合については、さらに多くの方の収容は可能であろうというふうには見込んでいるところでございます。

次に、福祉避難所としての周知につきましては、基本的には市全域で行っております出前講座、ホームページ等でお知らせをしております。また、ハザードマップにも記載をし全戸に配布しておるような状況でございます。引き続きこういったアナウンスにつきまし

ては、広報紙、市のホームページ、SNSなどで繰り返しの周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、福祉避難所での対応ということでございますが、様々な方、いわゆる障害とか高齢の方で介護が必要な方というような、そういうふうな要配慮が必要な方、多く想定がされます。個別個別に訓練ということでもありますけど、現時点においては、そういった方が来られたら市の保健師をはじめとして専門的な対応が必要なものについては、様々な機関と県が協定を締結していただいておりますので、そういったところからの専門的な知見を持った専門家を派遣していただくように、で対応していこうというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある……。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この資機材なんですけど、これは専用の設置場所とかはあるんでしょうか。それとまた、管理の仕方はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 資機材の保管につきましては、カミーリヤの中にある倉庫等を活用しながら、置かせていただいているような状況です。避難所用ということで専用のスペースがあるわけではなくいろんなところに保管をしながら、即応できる体制を整えているような状況でございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） ちょっと今追加で思いついたんですが、このカミーリヤは結構、屋内だけじゃなくて屋外のグラウンドも結構、屋外も結構広場があって広いと思うんですけども、屋内だけじゃなくて屋外とかも何か想定しているものはあるんでしょうか。避難として、避難所として想定している例えばテントを設置するとか、何かそういった計画は何かあるんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点においては、施設、建物を利用する避難所としての位置づけをしております。今段下委員が言われたとおり敷地に余裕はありますが、そういった例えば仮設的なテントを設置するかどうかとかにつきましては、市内のそういう避

難の状況を総合的に判断しながら検討していくものになるとういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） すみません、確認なんですけど、ペットの避難所というのは、こっちの市、うちはやってないというか、ほかの市とかは何か結構取り組んだりとかもあつてるんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） ペットにつきましては、同行避難をお願いして、必要であれば同行避難。ただし、施設の中に一緒に入るいわゆる同伴避難については、設定しておる避難所については現時点ではございません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 福祉避難所としての周知の仕方についてお尋ねしたら、先ほどのお答えではハザードマップに掲載している、あるいは出前で周知しているというところで、もう何回か前に、じゃあ出前講座どれぐらい開かれたのかという話のときに、まだ全行政区には行き届いてないような気がするのと、そのハザードマップの掲載の仕方ですよ。もう1回説明してもらいたいんですよね。皆さんが、カミーリヤというところを福祉避難所としてどういうふうに見ているのかというところが、市民の皆さんの認識と危機管理課の認識がちょっとずれているような気がするんですね。それが一つと。

それとさっき、カミーリヤのキャパですけど1人4平米、2メートルの間隔、最近大分緩くはなってくるみたいですが、現在101人で、もっと入るかもしれないというお答えなんですけど、それが通常の避難所の基準と同じなんです、言い方としては。ここは福祉避難所なんだという言い方で考えれば、例えば体の困難を持っている方が見えたときに、果たしてカミーリヤでも避難所としての安全な場としての確保ができるのか。

それと、資機材の数からいえば、今現在101人と見ている中で、例えばベッドの数だけ見ても遠く及ばないような気がするんですね。じゃあ、体に困難を持っている、そういう人たちが避難してくるときに、自分で何か毛布1枚持ってきなさいとって持ってこれるような人が福祉避難所に来るのかどうか。来るときにはもう何も持たずに、歩くのもやっとなんかという人が来るかもしれない中で、福祉避難所としての資機材は通常の避難所とはちよ

っと違う。

さっき備品は、全般的なものとして捉えて整備計画をするということだったけれども、福祉避難所は違うものとして捉えて、整備計画も必要だし対処の仕方も違うんじゃないかなと思うんですが、そこはどうか考えて、今皆さんにはどんなふうに伝わっていると認識されているのかまずお尋ねしたいと思って、そこからですね。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） カミーリヤが福祉避難所であるということにつきましては市としては繰り返し、あらゆる機会を通して周知を図っている状況でございます。そこが今不十分ではないかという御意見でございましたので、そこについては引き続き丁寧に説明を周知を図りながら、市で今設定している福祉避難所はカミーリヤになっているんだということ、御理解していただくように努力してまいりたいというふうに考えます。

次に、資機材について、専門的なものが必要ではないかということでございますが、やはりいろんな障害等をお持ちの方おられますので、そういうふうに全てに対応する資機材をそろえておくのが確かにベストであろうかと思いますが、そこにつきましては一定、先ほど御説明した中の県が協定を結んでいる中にそういった用具を提供していただく団体、機関との協定もございますので、そういったところ、必要であればそういったところから資機材の提供を受ける要請をして、提供を受けたいというふうに考えております。

あとは、訓練についても先ほどお話ししたとおりで、引き続き十分努めていきたいというふうには思いますし、資機材の確保についてはもう先ほどお話ししたとおりで、必要なもの、市としてはまず初動で対応できるもので、ベッドが不足するのではなからうかという御意見もございましたけど、それについては、市がほかに持っているベッドというものもございますので、そういったものが不足すれば、そこで対応していきたいというふうに思っています。

占有面積の関係でございますけど、1人当たり4平米必要、ここは基準として持っているものでございますので、そうやってさらに多くのスペースが必要であれば、そういったものを確保しながら対応していきたいというふうに考えております。

カミーリヤだけで不足するのではなからうかということでございますけど、施設的にいきますと、今想定しているような緊急避難的に入っていただく場合においては、100、想定よりも多くの人員的なものは受け入れることができるであろうというふうには考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけれども、丁寧に説明していくというその丁寧な説明を、私たちに一度してもらえないでしょうか。いや、福祉避難所なんだという認識が、多くの市民の皆さんに伝わっていないというのが現実なんですよね。意味分かりますか。福祉避難所なんだという認識がない人が行ってしまうということもあるわけですよ。そのところをきちんと説明できているのかどうかというところを。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 福祉避難所につきましては、要配慮者が避難できる施設としての位置づけがございます。そういったところについては、ホームページ等でもお知らせしておりますので、そこはそういった方が避難できる、避難するならこういった施設、福祉避難所という考え方である避難所があるんだということを、やはり丁寧に。

どういう説明かという、そういう配慮が必要な方、障害をお持ちであったり高齢の方であったり、あとは乳幼児を抱えてある方、妊産婦の方とか、そういうふうに災害の避難において配慮が必要とされる方については、福祉避難所があるよということを、やはり私もいろんな機会を捉えながら周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 例えば丁寧な周知というのを、ホームページとかハザードマップのお話あったんですけど、例えばその対象の方に行き着くような工夫であったりと。例えば、課を超えて、例えば、グラウンドゴルフの大会であったりとか、もしくはそういう施設をもう既に利用されている方であったり、通所されてある方と自宅にいらっしゃる方とか、そういう対象の方が見える団体とか、その対象となられる方が集まる機会とか、そういったのをまた活用されるのも一つは細やかな周知ではないかなと思ってですね。

ほかに。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今、波多江委員長からおっしゃっていただいたようなそういう様々な機会を捉えて、周知に努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） いや、様々な機会は、総理が言われる様々がよくあなたから

も出てくるんですけど、様々というのは具体的にどういうことなのかと。

いつ誰がどうするのかということを書いてもらわないと、この場で様々な機会を捉えて丁寧に説明すると言われても、結果的にまた同じことを、半年後になったらまた同じこと言われるんじゃないかと。例えば、福祉員の方がおられる、民生委員の方がおられる、それから障害者の今の状況はここで市としてはつかんであるわけですから、こういうことをいついつまでに誰がやるということをはっきりと書いてもらわないと、我々のこの場で、表面的なことをと言われても、それじゃ済まないんじゃないかなと、僕らはそういうように思います。

○委員長（波多江祐介君） ちょっと待ってもらえますか。

何か関連で同じ質問があれば。周知とかについてですね。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） その福祉避難所の周知については、障害者施設の事業所の方から、前からかなり、協定を結んでいるところはないのかとかそういうのは要望でいただいていたところで、前もお話を結構したことがあったかと思います。なので言われているように、そういった障害者の施設の利用者の方とか事業所の方とかに、どのように具体的にしてきたのか、またしていくのかというのがちょっと今の話では分からなかったので、副委員長が言われているように、もう少し具体的に細かく説明をしていただければなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 関連がありましたらお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） もう一つ、要援護者支援制度がある。あの人たち、登録しているこれまでの数字では1,700あつてる。その人たちがじゃあ福祉避難所を使いたいとか使ったほうがいいと判断して、支援者がそこにお連れしたいという、それがまずそこから一番よく知ってもらいたいなというところなんだけれども、そういうふうに進めているのかどうかですね。

○委員長（波多江祐介君） 質問としては、これまでに市全体の避難所の周知はお話しいただいたようで、特にじゃあ福祉避難所の対象、利用対象の方にこれまでに特化して何か周知に工夫をされてきたことがあったのか、またこれから、どのようにその特定の方、対象の方に周知をしていくのか、今の段階でも考えがあればということですけど、よろしいですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） これまでにつきましては、特段そういうふうな施設、団体等に向けた、に特化したような周知というのを行ってきたことは実質ございません。

先ほど委員長からの御意見いただいたときには答弁させていただきましたが、やはりそういう今出てきたような、社会福祉の施設であったり通所の施設であったり、民生委員さん、様々な役員さんおられますので、そういったところ、老人クラブとか様々なところがございますので、関係課とも連携しながら、そういった福祉避難所としての機能、位置づけ、場所等についての周知を今後拡充していく必要があるというふうに認識をしておりますので、そういったところをさらに努力してまいりたいと考えております。

また、民間のそういう社会福祉施設との協定ということにつきましては、今後やっぱり協議、話し合いをしながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この福祉避難所、協定今お話しされたんですけど、これは、通所の施設とかも想定の対象なんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 社会福祉施設については、いろんなそういうようなのを施設を特段限定することなく、そういうふうなお話ができる、可能であるところについては、できる限り積極的にアプローチをかけていきたいというふうには考えているところでございます。ただ、市内に複数、多数の施設がございますので、やはりそういったところ、まずどういったところから始めていくのかというのは、今後また関係課とも打合せしながら取組進めていければというふうには思っております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 様々な意見が出ましたけど、総務市民常任委員会としても年間のテーマとして、ここについてはしっかりこれまでも、いろんなところを見てきたり聞いてきたり、いろんな方からお話聞いての御意見だと思いますので、また次の議会にはまたどういった取組をされているかという御報告が伺えればと、そういうふうに思っております。

ほかに質疑がありましたら。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今まで様々な口頭で説明がありよるんやけど、それが実際ぴんとこんものだから、何か文書化して、実際ここ災害あったときはどういう手順でそういうところに連れていけるのかとかいう感じで。特に実際災害が起きたときには、例えば私の地域でしていったらすぐ南コミセンか原田公民館に逃げて行って、この人は障害持っているからちょっとここじゃ面倒見きらんから、カミーリヤさへお連れしたほうがいいのかいような感じになっていこうと思うので、一度そういうマニュアルとかそんなのを出してくれると分かりやすいのかなと思うんですけど。

私も安全・安心部会でコミセンに入ってやっとなんがいつもこの話は出てきて、抽象的な言葉で全部終わって、具体的にだったらどうしたらええんかといったらいつもそこに行き止まってしまうんよね。

これちょっと別件ですけど、この前の先月の安・安部会——安全・安心部会というんやけど、そこでしたら、南コミセンに非常食料品が置いてあったんよ。それ全然知らなかった、安・安部会の私たちも。それをぼっと誰かに言うと、いや、これはあるよと。そうしたら、その管理責任者は安全・安心部会が管理責任持つとるんだということになってきて、どこにあるのと倉庫開けたら倉庫の中にそういう備蓄品があったんよね。誰も引き継いでない、それを。多分うちだけじゃなくてほかのコミセンにもそれはあるんじゃないかなと思って、ちょっとこれ気になっているんやけど、1回それちょっと課長調べとってよ、それ。

そしてどういう形でああいう備蓄品を、どう誰が管理して誰がするのかと。当然コミュニティセンターにあるけんコミセンの館長の責任じゃないかと思ったんやけど、そうじゃなくして安全・安心部会が責任者ですと言うけん、えっといって部会長も全部言ってたんやけど、具体的にそういう事例が多々発生するんやないかなと思って。

非常にこういう安全・安心というのは、今世界的問題であるし、もううちあたりでもこれで議論しよるんやけど、ハザードマップとかいろんな形があるけど、ちょっとその辺が、もしそれがあったときにもっと実行できるようなプランをつくって、中村課長につくってほしいなと思うんやけど。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 何かほかにありましたら。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） やっぱりこの総務委員会でそれ物すごく心配して、危機管理課を呼んでこういう話をしているわけですね。

課長は今、担当課といろいろ検討しながらやってまいりますと。それやってまいりますは分かる。じゃなくてじゃあ実際その計画をきちっと、どこの課と、計画を立てていついつやりますというのを、次の6月議会にそれを出してもらえるとありがたいかなと。そうしたら目に見えるから、みんなも安心できると。ただ言葉だけで、検討してまいります、共にほかの課と一緒にやってまいりますじゃあ、今横尾委員も言われた、やっぱりみんな思っているのは抽象的で分からない。実際何か起きたときに本当に人の命というのは一番やっぱり大事なものだから、その計画というのをきちっとつくって次の6月議会に出していただきたいと。期待しております。お待ちしております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず、横尾委員がおっしゃられました避難行動の分かりやすい事例あたりについては、私どもも資料工夫して作成に努めていきたいと。それを出前講座とかホームページ、それとかいろんなところにお配りするとか、そういったところでぜひ活用ができるように努めていきたいというふうに考えております。

また、地域でそれぞれ様々なものを備蓄していただいておりますので、4月に自主防災組織に対するアンケートを毎年行っております。その中にちょっと備蓄の状況を项目的に入れておりますので、そういったところでまずそういう各地域が保管している備蓄品についての現状把握に努めていきたいと思っております。コミセンに置いてあるもの、地域コミュニティが備蓄していただいているものもその中にもし入れていただければ、そういったところも、コミュニティについてはコミュニティのほうにちょっと、地域コミュニティのほうに問合せをかけさせていただければと思っております。

鹿島委員から言われた、6月にまた報告、どういう計画でやるんだということを報告してほしいという御意見でございましたので、努力してまいります。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 去年やったかいな、横浜に視察に行ったんよね、防災センターの。そこは、消防署がこれ管理しているんよね。ただ消防署が何で管理するか、横浜市の単独

の消防署であるから、そこでそういう危機管理とかそういうやつを全部やっとする。

うちの場合は太宰府と筑紫野の一部事務組合というかそういう形やったからそれはできないと思うんやけど、私思うのは、危機管理課の中で誰かその防災担当のこれ専門を一人張りつけて、これに集中的に取り組ませたら、すごくなってくると思うんよね。よその行政なんか見よっても、本当にここ進んだらというのは、たった一人の職員がもうそれにずっとかかり切って事例つくっていったらいいんよね。

だからやっぱり、課長が何もかもしながらこれに専念するといったら難しい話やから、危機管理課の中の誰か担当職員を一人、この危機管理に関してはこの人がもうすごいわというぐらいの人材育成したらどうかなと思うんやけど、一つアドバイスです。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 貴重な御意見として承ります。ありがとうございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、次に移ります。

同じく所管事務調査、避難所となる学校の整備状況について、説明お願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 避難所となる学校等の整備について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

初めに1、指定避難所（二次避難所）の開設の状況についてでございます。

避難情報の発令に伴い、災害の発災状況など総合的に災害対策本部で検討し、一次避難所が不足する場合に二次避難所を開設することとしております。

次に、2、指定避難所（二次避難所）における学校の現状についてでございますが、筑紫野市立の小学校11校と中学校5校を、指定避難所（二次避難所）としての設定をしております。

また、協定締結による指定避難（二次避難所）として、市内の福岡県立筑紫高等学校、福岡県立武蔵台高等学校、福岡県農業大学の3校との協定がございます。この3校についても、1で説明した二次避難所の開設に当たり、必要な場合において市からの要請に基づいて避難所としての開設を行っていただくこととなっております。

次に3、指定避難所（二次避難所）の学校用の資機材については、表に記載していると

おりでございます。資機材の多くは小学校を中心に保管をしておる状況ですが、不足するものにつきましてはその都度搬入を予定しておるところです。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） 質問のある方はお願いいたします。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） この（3）の資機材についてということですけど、これ小中学校で16校。高校は抜かしたとしても、単純にこのいろんな資機材があるけど単純に16校で割っても、果たしてそれがあるのか。あとほかは、あれもあるんじゃないですか、何だっけ、発動機といったらエンジン……。

○委員長（波多江祐介君） 発電機。

○委員（鹿島康生君） ねえ。（「15台」と呼ぶ者あり）エンジンを入れたら何ていうのやろう、発動機。

○委員長（波多江祐介君） 発電機。

○委員（鹿島康生君） 発電機。ガソリンとか入れると。それ書いてなかろう。（「一番上」と呼ぶ者あり）発電機書いてあった。

だけどこれ、大体これだけの台数で足りるのかね。検温器なんて11個で、一つ1個もないような感じなので、どう振り分けてあるのか、その辺これで足りていると思っただろうのかというのをちょっとお伺いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 説明の中でも言いましたが、資機材については基本的には小学校を中心に配置、整備をしております。これで十分かという御質問でございますが、十分であるかどうかというのは、現状今避難所として開設をしておる場所を中心として、資機材を今備蓄していこうというふうに考えております。さらに拡充が必要なものについては、引き続き整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 鹿島議員のあれやけど、これ実際もう現在、学校用に学校に置いてあるんかね。その管理は誰がしているの、それ。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 基本学校に依頼して、管理は市が、私どもがしておるよ

うな状況です。

必要なものについては、避難所に配置する担当の班、災害救助班というものと、基本的に学校であれば教育施設班という班がございまして、そちらのほうが対応することになっておりますので、そういったところから必要な資機材は持ち出して使用するというふうにしております。

また、出水期にあつては、市で別に保管しておる資機材、ここに記載していないものもございまして、そういったものについてはあらかじめ、体育館の例えばステージの袖とか、そういったところに仮置きをさせていただいておるような状況でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これを学校は、市で管理して学校の先生はノータッチで、ただその場所に置いとるということ。

それと、定期的にこれはちゃんとかいう電気とかいろんな形が入ってきとるから、発電機にしる長くそのまま放置しとつたらなかなかかかりにくいから、頻繁にやっていくという形は出てくるんやろうけど、学校側で自分ところの近くにあれば学校のどういう形でやっていくの。先生にしるというのはなかなか難しいかもしれんけど、何らかの形でやっていかないと、ただここに置いてありますよということだけじゃあちょっと、何か行動力が伴わないような気がするんだけどどうですかね。

○委員長（波多江祐介君） もうちょっと明確に、15台が例えば学校にもうあるのか、それを誰が点検していて、実際避難所として使うときに誰がそれを動かすのかとか、そういったこと、私が心配しているのは多分、いざというときにちゃんと場所が分かって動かせることができるのか、例えば電気でも懐中電気、そのときに初めて電池が切れているとか、もしくは発電機も火花が飛ばなくてかからないとかいうことはないでしょうかという、もうちょっと具体的に答えられますか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 資機材については保管場所をきちんと明記して、ここに何を置いていますというのを、先ほど話した対応する教育施設班に毎年説明をさせていただいております。

発電機について、この15台については、全て現時点においては小学校に配置、保管をしておるような状況で、出水期前に必ず危機管理課の職員らで各校カクで回って、動作の確認をして動くようにしております。電池の確認とかもそのときに一緒にして、基本的に行

くとすぐ使えるような状況にあるようにして保管をしておると。

学校の先生にそこをお願いするのは、非常に業務との兼ね合いがあつて難しいところがございますので、初動のときに人が必要であったり、そういったところであれば協力をお願いするケースというのもあるというふうに今しておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

ちょっと待ってください。横尾委員、スイッチ押して。

○委員（横尾秋洋君） 例えば、ショッピングセンターとか病院とかいろんなところにあつて、ここの手入れは誰が何時にチェックしましたとってちゃんとチェックリストが置いていってしとるやない。そういうやつもこういう学校に置いて、誰がここに何月何日にチェックして月に1回はチェックしましたよというような形のチェックリストとかをそういう形を置いてそれを管理しとるのか、いや、ただ巡回していますよという形なのか、いろんなところがあるから今回そういうところは配慮必要と思うんだけど、そういう配慮はできとるんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） チェックは、先ほど言いました巡回のときに私どものほうで問題ある、なしというのは確認して、不具合があるものについてはその都度対応しておるような状況でございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ちょっと今、先ほど出たので関連してですけど、例えば発電機も、学校にガソリンを置いているのかとか、使ってなかったらガソリン消費しないからキャブが詰まったりとか。結局消防のポンプ点検も一緒じゃないですか。使わないときから回すから、詰まらずにプラグも飛んでみたいな。そういったのを、公用車もそうなんですけど、張りつかれる方もあまり詳しくない方もいらっしゃるんですか、エンジンとかよくかけ方もちょっとどうか。それを多分恐らくしっかり学校班の方に教えていますよと、備えていますよなんですけど、もっと、そう考えたら、いつでも使えるガソリンがありますよ、いやもしくは行くときに持っていきますよとか点検するとき持っていきますよとなっているのかとか。

もっと言うと、発電機が必要なのかと。前ちょっと一般質問したんですけどポータブル電気、あれも大分変わってきて、それをふだんの、子供たちの運動会とかクラスマッチとかいろんなのもうふだんから学校の先生が使う、使えるようにしておくことが、ふだん

の備えになったり、それが動くのを自然と確認できるとか。例えば地域の行事で餅つきとかいろんなイベントするのは、結局避難所なり何かあったときにもう顔が見えたりそれだけの物がそろっていることを必然的に確認できるわけですね、倉庫開けたりとか。

ということ考えたときに、点検をそうやって横尾委員が言われるように落とし込んでいけば、そもそも資材もまた見直してもいいんじゃないかとか、もともとガソリンは学校に置けないよねとか、危険性が高い、じゃあ鍵をしなくちゃいけない、じゃあその鍵は誰が持っているのかとか、いろんなことに、突き詰めれば突き詰めるほどいいほうに導かれるのかなと思うんですけど、その点どのようになっているんですかね。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず発電機のガソリンについては、基本的に言うと保管時は全てタンク空の状態でございます。巡回して確認するときに、私どもが携行缶でガソリンとか軽油を持って行って、給油して動作確認してまた抜くと。使う必要がある場合においては、ガソリン当然その場所に置くことできませんので、私どものほうから、物資調達班とかそういった、そういう輸送を担当する班がございますので、そういったところから必要なところに搬入を行うというふうに計画はしております。

学校で資機材を、あるものを使ったらどうだろうかという委員長の御意見でございましたので、そういった点がどうかというところ、学校用途部分をそういうふうに災害時に使えるかどうかというのはまた学校と協議しながら、使えるものについてはぜひぜひ協力をしていただければというような方向に持っていきたいなというふうには考えます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 協定締結による指定避難所の3校、高校なんですけど、これは近隣のコミュニティ協議会には報告をしているのでしょうか、この協定締結をしていますということなんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 近隣ということではなく、地域防災計画の中に協定締結先ということで記載をしておりますので、そういった、特段ここがそういうふうに協定結んでいきますよという個別なアナウンスというのは、行ってはいない状況です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質問。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この避難所、この二次避難所、コミセンも小学校もそうですが、今言った職員が参集して行くということなんですけど、これはもう地元はこの職員の方は、災害が起きたとき地元の職員の方が参集して行くような形なんですか。要は、職員の方が避難所開設のところにたどり着けないような大規模な、例えば地震とか、ケースも考えられるかなと思うんですけど、それは担当の職員というのはもう筑紫野市の市に住んでいる職員の方が、近くに住んでいる職員の方が参集して、避難所の開設を始めるということなんですかね。ちょっと細かい話になるんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 地震の場合でいきますと、確かに職員の中においては、参集に時間がかかったりする職員がおるといふような想定をきちんとしております。先ほど何回かお話ししたとおり、それぞれ職員の中を班で体制を組んでおります。ただ、その班が必ず全てをするわけではなく、先ほどお話ししたとおり参集人員が少なければ、その少ない人数の中でこの割り振りをもう一度変えながら、対応していくというようなケースを想定しております。

地震の場合、まずは施設の安全確認というのが必要になりますので、避難所開設にあつては一定ちょっと時間が要する場合もあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） よろしいですか。

じゃあ、最後に辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） だんだんだんだん話が深くなっていくんですけど、さっき質問された高等学校の3校ですけども、これはやっぱり知られてない情報ですね、これは。一番大事なコミュニティとの連携というのがもうそもそもつながっていないというところが、じゃあ何のために指定しているのかというね。でないと、地域との連携なしにはこういう学校も動きにくいと思うんですよね。ある日突然、ちょっと大規模になってきましたからお願いしますといきなり来られても多分困ると思う状態だし、ふだんからコミュニティとの連携。

筑紫高校であれば二日市東のあの辺り、筑紫野中学校の周辺。武蔵台なら、武蔵台ならどこですかね。（「二日市」と呼ぶ者あり）二日市ですよ。農業大学なら御笠のほうと。ふだんからそういうコミュニティとの連携があれば、非常に効果的な指定避難所になると思うんだけど、もう今コミュニティにお知らせもしてないとかいうところであれば、

それこそさつき横尾さん言われたみたいに、コミュニティが知らない情報がいっぱいあるかも分からない。せっかく危機管理課がこういうふうを考えていても、現場という、その現場であるコミュニティが知らなければ、活用の仕方がないんじゃないかな。

そこ、そう思いますけど、じゃあここだけはすぐにでもコミュニティと連携をされた方がいいかなと思うんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず協定締結の3校については、あくまでも市が要請した場合に避難所として開設を行っていただく内容の協定になっておるというのがまず1点目で、できる限り市が所有する施設において避難所としての対応を努めていく中で、どうしてもその中で対応し切れないというような場合、そういったところを勘案して要請が行われるものであろうというふうに想定をしております。

地域との連携確かに大切でございますが、協定を締結しておるからそこに逃げ込んでいいのかということになるとちょっとケース的には違うものであるのかなというふうに考えておりますけど、地域の連携、こういったところも、協定があるんですよというお知らせについてはやはり、私どもも御意見として踏まえて、考えていかなければならないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最近、東日本のときもそうなんですけれども、小さな災害もですが大きな災害は、大人が地域にいるときに起こるとは限らないんですよ。地域に大抵いるのが小学生、中学生、高校生が、日中地域にいと、学校に通っている。東日本のときにすごく中学生が大活躍したというふうに話聞いています。

今中学生と一緒に避難訓練、避難所運営の訓練をするのが広がってきているというところであれば、高等学校の生徒さんたちも中学生以上に、大人に近いというところでは力もあるし考え方も大人に近いというところでは、すごく避難所運営あるいは避難所の関わっていただく人材として有効なというか、有効という表現はおかしいけれども、とても地域に大事な人材だと思うんですよ。

そういうところで、市が依頼したときに開くんだという、そういうときが万一のときしかないとしても、ふだんからやはりコミュニティとの連携あるいはコミュニティの大人とその学校の生徒さんとのつながり、学校とのつながりというのは、やっぱり一つの訓練と

してあるんじゃないかなというところを、まずは危機管理課にそういう認識持っていたいて、小中高生との避難所運営訓練とか検討していただくのもあるんじゃないかなというふうにちょっと思っています。これは、名前を決めておけばいいというものではないと思うんですよね。

○委員長（波多江祐介君） 他自治体の、日中の、いつ何があるか分かりませんので、やっぱりそうやって認識というか取組というのが取り組まれている、他自治体で。それは日本全国同様でありますし、今言われた小中学生が日中いるというのは確かなことで、そういったのも大切な観点かなと思います。

また、私もちょっと1校に勤めていたんですけど、県立高校開くときというのは大規模で、もう自衛隊派遣が行われるときじゃないかなと思うんですよね。私は有事の際に、結局行政職員じゃあ足りない、次に警察、消防、自衛隊出て、もう次は学校の教員だというのが、熊本とか東日本でもやっぱり公務員という方に当たってくるのかなと。

そういった面では、僕のとんでも年に1回そういった話があったり、ドクターヘリが来た場合の対処法とかあったんですけど、じゃあもう最後の質問で一つだけお聞きしたいんですが、市内に、今カミーリヤにドクターヘリが降りていると思うんですけども、そういうふうに、さっき屋外も今後考えます、検討しますだったんですけど、災害があったとき必ずここはヘリを降ろす今指定の場所というのは明確なんですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） はい。計画上位置づけがございます。先ほどお話しした、委員長が言われたカミーリヤもその一つでございます。

ちょっと休憩いただいていますか。

○委員長（波多江祐介君） はい。しばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時04分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません、ドクターヘリ、先ほどのカミーリヤ訂正させていただきます。地域防災計画上でいきますと、災害時における臨時のヘリポートとい

たしましては、筑紫野中学校のグラウンド、そして、今ちょっと閉鎖されていますけど、JTのたばこ産業の九州工場を、今県より選定をさせていただいている状況です。

○委員長（波多江祐介君） そういった指定されているのも今変更とか情勢によって変わってくると思うので、皆さん言われている話をすれば、いつ何どきのときに対応できるように細やかに、そして今のヘリの話でも、変更が、実際降ろせないところがあるのであればまたそういったところも認識がある中で、計画つくられるのが必要かなと思います。

○委員長（波多江祐介君） 最後に。

○委員（坂口勝彦君） では最後に。

ちょっと私のイメージなんですけど、さっき課長が言われていた資機材なんですけど、今体育館の片隅とか下とかそういったところに置いているというところを聞いたんですけども、これもう防災倉庫自体を造ったりとかということは考えは今のところないんでしょうか。まとめたところというか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 近年整備いたしました二日市東小学校と二日市小学校の体育館につきましては、体育館の中にそういうふうな倉庫、収納スペースを確保した状況で設計、建築をしております。それ以外については、体育用具を直す保管庫、そういったところを使いながら、備蓄をさせていただいておる状況です。

御質問にありました防災倉庫の整備については、現時点で具体的な動きは予定していない状況です。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） それでは、質問を打ち切ります。ありがとうございました。しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時06分

再開 午後0時12分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時12分